

第2章 市民と地域の防災力向上

第1節 対策の全体像

1 本章における対策の基本的な考え方

- ・過去の震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって多くの命が救われており、発災時における自助・共助の重要性が明らかになっている。
- ・市民、事業所等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、市民、行政、事業所、ボランティア等との相互連携、相互支援を強め、自助、共助による市民及び地域の防災力の向上を推進していく。

2 現在の到達状況

- ・自治会の防災活動・防災訓練に対する支援（都の活動補助、消火器具の配置、備蓄物資・食料の提供、講演会・会議の開催等）
- ・自主防災組織の制度創設（「自主防災組織設置要綱」の施行、活動助成制度の創設）
※ 平成28年3月現在の自主防災組織登録状況 : 11団体、1,955世帯
- ・自主防災組織との連携体制の構築

3 課題

- ・自主防災組織体制の構築、自主防災組織登録団体の促進
- ・自治会役員等の高齢化
- ・市と自主防災組織との連携体制の構築
- ・消防団活動体制の充実
- ・市と学校・事業所等との連携体制の構築
- ・避難所運営協議会の設立と市民の参画の促進
- ・地区防災計画の策定

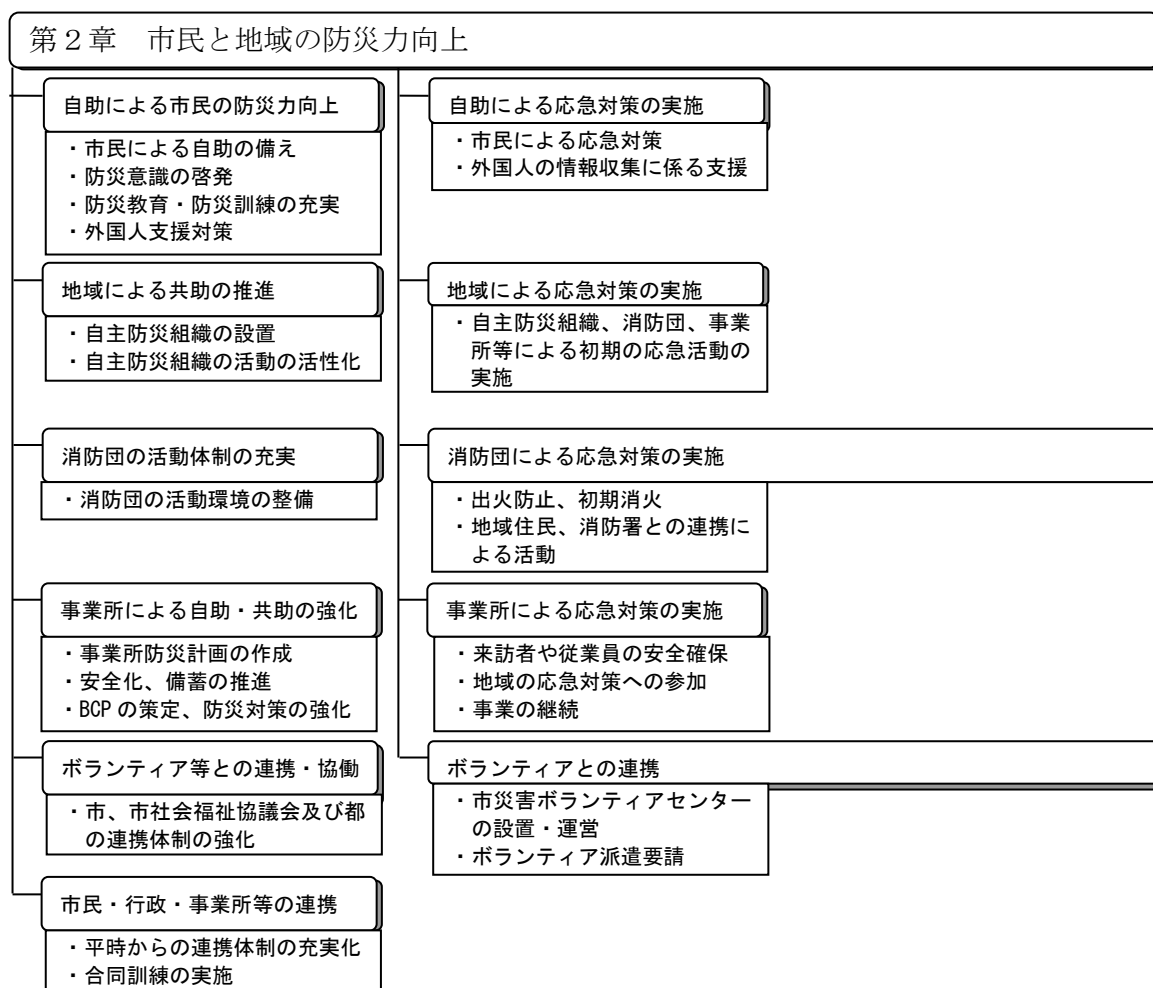
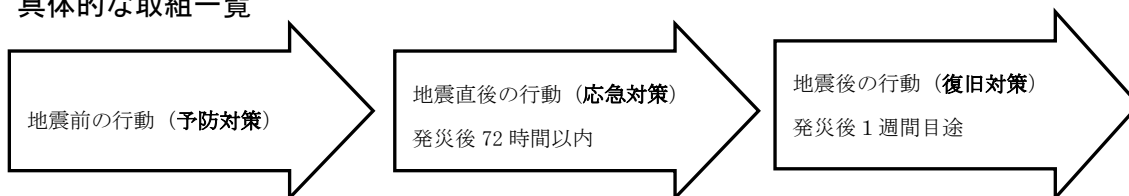
4 対策の方向性

- ・自主防災組織、町会・自治会等の活性化
- ・食料等の備蓄、住まいの安全対策、防災訓練への参加など、市民の自助を促進
- ・自主防災組織の設置・育成（モデル地区の指定・育成・普及、様々な活動支援策の導入等）
- ・防災隣組事業における意欲的な取組の普及や認定団体の増加を促進
- ・消防団員の募集活動や訓練等の充実による能力向上、資機材の整備を推進
- ・消防団員経験者等の活用を検討
- ・事業所による事業所防災計画の作成
- ・地域との災害時協定の締結促進
- ・災害ボランティアコーディネーターの養成等により、ボランティア活動の支援体制づくりを推進
- ・自主防災組織や関係機関と連携した避難所運営協議会の設立を推進
- ・避難所運営協議会又は自主防災組織ごとに、地区防災計画の策定を検討し推進

5 到達目標

- ・実践的な防災訓練や総合的な防災教育の推進などによる自助の備えを促進
- ・自主防災組織の設置・育成、防災隣組事業の推進による自主防災組織の活性化（モデル地区の指定・育成・普及）
- ・避難所毎の避難所運営協議会設立と自主的運営
- ・避難所運営協議会又は自主防災組織ごとに、地区防災計画を策定

6 具体的な取組一覧



第2節 予防対策

1 自助による市民の防災力向上

(1) 市民による自助の備え 《市民》

市民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。

機 関 名	対 策 内 容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 ○日頃からの出火の防止 ○消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備 ○家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止 ○感震ブレーカー等の設置による、震災後の通電火災の防止 ○ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策 ○飲料水（1日一人30目安）、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレ等を準備する。（都民の備蓄推進プロジェクト） ○可能であれば、風呂水を溜めておき生活用水に活用 ○災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認 ○市が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加 ○町会や自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力 ○登録されている避難行動要支援者がいる家庭における、自主防災組織、消防署、警察等への事前情報提供 ○災害発生時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検 ○過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

(2) 防災意識の啓発 《防災防犯課・東村山警察署・清瀬消防署・消防団・防災関係機関》

実際に被害と直面する市民一人ひとりが、防災についての正しい知識、危機意識を持って、「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高めることが求められる。自ら建物の耐震化・不燃化、家具類の転倒・落下・移動防止等の防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行う。

市は、関係機関と一体となって、あらゆる機会、あらゆる広報媒体を活用して、防災に関する知識の普及に努めるとともに、自主防災組織の組織化や防災訓練への積極的な参加を呼びかけ、市民の防災行動力向上を図るための諸施策を推進していく。

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○防災パンフレットの配布 ○災害対策や防災情報のホームページへの掲載 ○防災や避難行動要支援者に係る実践事例等を学ぶ講習会の実施
東村山警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○予防として市民のとるべき措置等に係る広報の実施 ○防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての防災に係る広報活動の実施 ○災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報や各種相談窓口等のホームページ等への掲載

	<ul style="list-style-type: none"> ○大震災発生時等に交通規制の支援を行う交通規制ボランティアの充実、教養訓練の実施
清瀬消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○「地震に対する10の備え」や「地震その時10のポイント」、「家具類の転倒・落下・移動防止対策」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ掲載等による広報の実施 ○災害時支援ボランティア、防災女性の会、消防少年団、自主防災組織等の団体と連携した効果的な啓発活動の展開、及び同団体の活動紹介及び加入促進 ○新聞等に対する情報提供・取材協力 ○要配慮者については、「地震から命を守る「7つの問いかけ」を活用した意識啓発 ○「はたらく消防の写生会」の開催や防火防災標語の募集 ○「防火防災診断」（要配慮者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の指導助言等を行うこと）の実施 ○出火防止及び初期消火に関する備えの指導 ○「地域の防火防災功労賞制度」を活用した市民の防災意識の普及啓発
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ○「地震に対する10の備え」や「地震その時10のポイント」、「家具類の転倒・落下・移動防止対策」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導 ○出火防止及び初期消火に関する備えの指導

(3) 防災教育・防災訓練の充実 《防災防犯課・男女共同参画センター・東村山警察署・清瀬消防署・消防団・防災関係機関》

各機関は、幼児期からの継続した総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を涵養する。特に、児童・生徒を対象とした防災訓練を実施し、学校教育の場における防災教育の推進等、活性化に努める。

防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施し活性化に努める。

また、市民、自主防災組織等を対象とした防災訓練を充実させ、広報等により訓練参加者の増加を図り活性化に努める。

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○各関係防災機関と協力し、児童・生徒を対象とした、副読本の配布、防災ポスターの募集、「はたらく消防の写生会」に協力するとともに、各学校では毎年9月1日の「防災の日」を中心に、防災訓練を実施 ○自主防災組織の育成指導 ○避難行動要支援者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援 ○各避難所運営主体による避難所運営訓練や市総合防災訓練等への避難行動要支援者と家族の参加に対する支援 ○各家庭における地震時の身体防護・出火防止等の徹底を図るための防災

	<p>教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実践的な防災訓練を通じた市民の防災行動力の向上の推進 ○防災出前講座の実施
東村山警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○テロ対策のために全警察署（102署）に展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した研修会 ○合同訓練の実施 ○幼稚園、小・中・高校を対象とした防災教育の推進
清瀬消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○防災女性の会、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 ○市民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進 ○自主防災組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 ○出火防止等に関する教育・訓練の実施 ○起震車を活用した身体防護・出火防止訓練の推進 ○要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進 ○市民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習の実施及び技能向上 ○消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施 ○小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨 ○幼稚園、小・中・高校を対象とした総合防災教育等への支援
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織等と連携し、地域特性に応じた実践的な訓練の推進 ○出火防止等に関する教育・訓練の実施 ○市民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習の実施及び技能向上 ○消防署隊と連携した防災教育・防災訓練の実施 ○近隣市消防団等との連携訓練の実施 ○幼稚園、小・中・高校を対象とした総合防災教育等の推進

(4) 外国人支援対策 《企画課・防災防犯課・地域包括ケア推進課》

各機関は、外国人住民等に対し、平常時から、防災知識の普及や地域行事を利用した防災訓練の実施等を推進していく。

機関名	対策内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人住民等への防災知識の普及を推進 ○地域の防災訓練に参加する外国人への支援

2 地域による共助の推進 《企画課・防災防犯課・市民・各事業所・清瀬消防署》

首都直下地震等の大規模災害の発生時において、被害を最小限にとどめるためには、地域の事情に精通した自主防災組織や避難所運営協議会等の活動が重要となる。

市は今後、以下の取組を通じて、地域の自主防災組織等の活性化を図っていく。

- 先行的に設置した自主防災組織をモデル地区に指定し、防災教育、専門家派遣等を通じて、組織活動の支援を行う（都「東京防災隣組」の認定・普及活動の活用）。
- その活動支援プログラムを他地区に普及させる。

各機関は、自主防災組織に係る広報及び町会・自治会等の自主防災組織等の育成指導

に力を入れ、自主防災組織の結成、市民の参加を推進し、災害時に自ら行動できる人材を育成していく。

- 市内小中学校ごとに避難所運営協議会を設立する。
- 市民及び各事業所は、避難所運営協議会又は自主防災組織ごとに、地区防災計画の策定を推進していく。

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○住民への積極的な支援・助言による、自主防災組織の組織化の推進 ○市は自主防災組織の効果的な活動に資するため、活動に使用する機材や訓練等の環境整備に対して支援を行う。 ○自主防災組織及び関係機関と連携した避難所運営協議会の設立支援
市民・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営協議会又は自主防災組織ごとに、地区防災計画の策定を推進
清瀬消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○防災意識の啓発 ○防災教育、防災訓練の充実 ○災害時支援ボランティア、自主防災組織、住民、事業所等に対して、軽可搬ポンプやスタンドパイプ等の各種資器材を活用した、実践的な初期消火対策を指導し、初期消火体制の強化を推進
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ○防災に関する知識の普及や出火防止の徹底 ○初期消火、救出救助、応急救護、避難など各種訓練の実施 ○消火、救助、炊出資器材等の整備・保守及び簡易トイレ等の備蓄 ○地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知 ○地域内の避難行動要支援者の把握及び災害時の支援体制の整備 ○行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備 ○避難所運営協議会の設立

3 消防団の活動体制の充実 《消防団・防災防犯課・清瀬消防署》

消防団は、常備消防をはじめとする行政機関と自主防災組織や住民の間をつなぐ存在であり公助を担う消防機関であるとともに、地域における共助活動の中心的存在でもある。

各機関は、消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境や資器材の整備など、消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○消防団の存在と活動を知ってもらう広報、消防団員の募集広報を積極的に展開し、入団促進を図る。 ○震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる分団器具置場の整備をはじめ、活動に必要な救助資器材等を整備する。 ○各種資器材を活用して地域特性に応じた内容の活動訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。 ○応急手当普及員を養成し、消防団員の応急救護技能の向上を図る。 ○新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。 ○消防団員及び消防団員経験者等が有している重機操作、自動車等運転の各種資格をリスト化し、震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備する。

	<p>○消防団の活動等に係る自主学習用教材を配布するなど、団員の生活に配慮した訓練方法や訓練時間の工夫を推進し、団員の仕事や家庭との両立を図る。</p> <p>○地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。</p>
消 防 団	<p>○消防団は、団本部と7個分団で構成し団員143名、装備は指令車1台、ポンプ車7台、可搬ポンプ搬送車1台を保有（平成28年3月現在）</p> <p>○消防団は、震災時には、常備消防力を補完し、消防活動に従事するとともに、応急救護等を行い、また、平常時には、市民に対して出火の防止、初期消火、応急救護等の技術的な訓練、指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っている。</p> <p>○災害時における消防団の消防活動を強化、充実の一環として各種資器材を活用して管内特性に応じた訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上に努める。</p> <p>○地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上に努める。</p>

4 事業所による自助・共助の強化 《防災防犯課・清瀬消防署・各事業所・市民》

各機関は、地域との協定締結の促進や合同訓練の実施、事業所は、事業所防災計画（※）の作成等により、事業者の防災力を向上させる。

機 関 名	対 策 内 容
事 業 所	<p>○災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める事項について消防計画を定め、自主防災体制の充実強化 ・帰宅困難者対策に関する利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画(BCP)等の計画に反映 ・社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄(従業員3日分が目安)等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備 ・事業継続計画(BCP)を策定し、耐震化の推進、バックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策の推進 ・組織力を活用した地域活動への参加、自主防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策
清 瀬 消 防 署	<p>○事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化を図るため、震災を想定した自衛消防訓練による自衛消防隊員、その他の従業員等の消火、救出、救護活動能力の向上</p> <p>○小規模事業所に対して、事業所防災計画の作成資料として「事業所防災計画表」を配布し、事業所が事業所防災計画を作成</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○危険物施設等の防災組織に対し、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導 ○防火・防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び市民を対象とした講習会等の実施 ○東京都震災対策条例第11条の都市ガス、電気、通信その他の防災対策上重要な施設に指定された事業所との連携訓練の実施 ○市民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及 ○自衛消防活動中核要員を中心に、上級救命講習の受講促進と、事業所等における応急手当の指導者の養成等
市	○事業所相互間の協力体制及び事業所と自主防災組織等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりを推進

※ 事業所防災計画

東京都震災対策条例に基づき、その事業活動に関して震災による被害を最小限にとどめるため、都及び市の地域防災計画を基準として、事業所単位で作成しなければならない防災計画。

5 ボランティア等との連携・協働体制の強化 《市社会福祉協議会・地域包括ケア推進課・防災防犯課・企画課・清瀬消防署》

被災地に駆けつける多くのボランティアやNPO等が、被災地で効率的な活動ができるよう、行政が正確な情報や必要とする資器材等を提供するなど、市民活動を行いやすい環境を整え、災害時における清瀬市と市社会福祉協議会の相互支援に関する協定を締結して適切な支援をしていくことが必要である。

(1) 市、市社会福祉協議会及び都の連携体制 《市社会福祉協議会・地域包括ケア推進課・防災防犯課》

市は市社会福祉協議会や都と連携して、被災地で活動する市民活動を支援していくための効果的な仕組みを築くとともに、平常時からこれらを結ぶ、柔軟で緩やかなネットワークの拡大に努める。

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○市社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの設置支援を行い、一般のボランティア、防災ボランティア、NPOなどへの対応を進める。 ○ボランティア活動に必要な資器材の調達方法など、活動しやすい環境づくり等の条件整備を検討 ○都と平常時からボランティア等の情報交換を行う体制を整備し、災害時には、コーディネーターの派遣等の支援を受ける体制を整備する。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○市民活動センターやボランティア団体と行政、あるいはボランティア団体相互間での連携を図り、相互ネットワークを形成するほかボランティア団体との災害時の応援協定を締結し体制の強化に努める。 ○市社会福祉協議会が設置・運営する市災害ボランティアセンターが関係機関を含む市のボランティア活動拠点として総合調整機能を果たすような体制づくりの推進
都	○市災害ボランティアセンターの代替施設や資器材の備蓄場所等が不足した場合の施設の確保上で必要な条件の事前整備を実施

(2) ボランティア活動の強化体制 《市社会福祉協議会・地域包括ケア推進課・防災防犯課・企画課》

市内のボランティア活動を強化及び活性化するため市と市社会福祉協議会は支援を行う。

機 関 名	対 策 内 容
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア団体相互の情報収集・伝達体制の構築 ○ボランティア、災害ボランティアコーディネーター養成等の人材育成 ○市民へのボランティア意識の普及啓発 ○多様化するボランティアに対応できる業務マニュアルの作成の検討 ○ボランティア組織機能に応じた防災訓練・研修、市災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施 ○各ボランティアの連携のための協議会の設置の検討

(3) 登録ボランティアとの連携及び人材育成 《市社会福祉協議会・地域包括ケア推進課・企画課・道路交通課・清瀬消防署》

市は登録ボランティアとの連携体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○市は、東京都防災ボランティア（被災建築物応急危険度判定員、被災宅地危険度判定士、語学ボランティア、建設防災ボランティア）の専門性を生かし、協力を得るための体制を整備する。 ○都、日赤東京都支部（赤十字ボランティア）、都社会福祉協議会、市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、活動リーダー、ボランティアコーディネーターの養成に努める。 ○市及び民間で行う様々な研修の場や広報等を活用し、ボランティアを地域で受入れる環境づくりを進めるため以下の取組について啓発を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・土地勘のないボランティアに提供するための地域の情報の整理 ・災害ボランティアの関係する防災訓練への参加 ・災害時のボランティア活動に関する支援者の把握 ・既往災害におけるボランティア活動の紹介 	
清瀬消防署 (東京消防庁災害時支援ボランティア)	<ul style="list-style-type: none"> ○東京消防庁災害時支援ボランティアの募集 ○災害時、消防隊の活動支援を行うための定期的な講習、訓練（応急救護、消火活動、救助活動等）による活動知識・技術の指導 	
	※東京消防庁災害時支援ボランティアの概要	
	要 件	活動内容
	<ul style="list-style-type: none"> ○原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域内に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において消防活動支援を行う意思がある15 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時には、東京消防庁管轄区の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、以下の支援活動を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・応急救護活動 ・消火活動の支援

	<p>歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急救護に関する知識を有する者 ・ 過去に消防団員・消防少年団員として1年以上の経験を有する者 ・ 元東京消防庁職員 ・ 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救助活動の支援 ・ 災害情報収集活動 ・ 消防用設備等の応急措置支援 ・ 参集受付、チームの編成等の消防署内での活動 ・ その他必要な支援活動 <p>○平常時には、以下の活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の活動に備え、各種訓練、行事への参加 ・ チームリーダー以上を目指す人を対象とした「リーダー講習」、「コーディネーター講習」への参加 ・ その他清瀬消防署の要請による活動
	<p>※東京消防庁は、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を平成7年7月から開始した。平成18年1月には「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、震災以外の大規模自然災害等も活動範囲となった。</p>	
東村山警察署	<p>○東村山警察署は、交通の整理誘導、交通広報等の活動を行う交通規制支援ボランティアとの連携強化に努める。</p>	
都 (東京都防災ボランティア)	<p>○都は、平成7年5月「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用した。この要綱に基づき、平成7年度には「応急危険度判定員」、平成8年度から「語学ボランティア」、平成9年度から「東京都建設防災ボランティア」、平成11年度から「被災宅地危険度判定士」の募集・育成を実施</p>	
日赤東京都支部 (赤十字ボランティア)	<p>○日頃から市民を対象に防災思想の普及・啓発に努め、安全かつ効果的な活動のための、体制づくりやボランティア養成計画等の整備を図る。</p>	

6 市民・行政・事業所等の連携 《企画課・防災防犯課・清瀬消防署・防災関係機関》

各主体は、従来の市民、行政、事業所、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成していく。

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○地域、事業所、ボランティア間相互の連携体制の推進 ○町会・自治会等の体制強化等の地域コミュニティの活性化、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化促進 ○合同防災訓練の実施 ○行政機関、消防機関、自主防災組織、事業所等による協議会の設置
清瀬消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○応急手当普及促進のため、専門的な知識を有する消防団、災害時支援ボランティア等と協働した救命講習会の実施推進 ○行政機関・防災市民組織や事業所等による協議会の設置や合同防災訓練の充実を図る。

防災関係機関	<ul style="list-style-type: none">○地域、事業所、ボランティア相互の連携体制（協議会の設置や情報連絡体制の確保等）の推進○町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化促進
--------	---

第3節 応急・復旧対策

1 自助による応急対策の実施

(1) 市民自身による応急対策 《市民》

機 関 名	対 策 内 容
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。 ○災害情報・避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動する。 ○地震発生後数日間は、水道・下水道・ガス・電気・電話等ライフライン、及び食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用する。 ○住家に被害がない場合は、自宅で様子を見ることを考慮する。

(2) 外国人の情報収集等に係る支援 《企画部班》

各機関は、在住外国人等に対し、必要とする情報の収集・提供を円滑に行う。

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○在住外国人等への情報提供 ○東京都外国人災害時情報センターとの情報交換 ○市は市災害ボランティアセンターと連携し、都災害ボランティアセンターを通じて、外国人災害時情報センター（災害発生時東京都災害対策本部に設置される期間）に防災（語学）ボランティアの派遣を要請

2 地域による応急対策の実施 《自主防災組織・事業所・消防団・関係団体等》

自主防災組織、消防団及び事業所等は、自らの身の安全を図るとともに、自助、共助の精神に基づき、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ○近隣での助け合い(出火防止、初期消火、救助等) ○安否や被害についての情報収集 ○初期消火活動 <ul style="list-style-type: none"> ・火災が発生した場合は、自主防災組織が協力して、消火器具、スタンドパイプ及びD級可搬ポンプ等を活用した初期消火を実施する。 ・なお、地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に行い、資器材の能力や市街地の特性を勘案して行う。また、消防団員や消防隊が到着後は、その指示に従う。 ○救出・救護活動 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の資器材保管場所や消防署等にある簡易救助資器材を活用する。 ・倒壊建物等の二次災害の防止を図り、負傷者の救出を実施し、負傷者に対し、応急救護を実施するとともに、緊急医療救護所等への搬送を実施する。 ・避難行動要支援者については、登録名簿をもとに安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。 ○負傷者の手当・搬送

	<ul style="list-style-type: none"> ○住民の避難誘導活動 ○避難所運営 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営協議会を中心に「避難所運営の手引き」による避難所運営を、避難所運営主体である市や地域住民、自主防災組織リーダーが連携し、女性や避難行動要支援者等にも配慮した避難所運営を行う。 ○自治体及び関係機関への情報伝達 ○炊出等の給食・給水活動等(「自主防災組織の手引」)
消 防 団	<ul style="list-style-type: none"> ○消防署隊と連携した消火活動 ○地域住民との協働による救助活動、応急救護活動 ○災害情報の収集・伝達活動 ○住民指導、避難勧告・指示の伝達、避難者の安全確保等
事 業 所	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所相互間の協力体制及び自主防災組織等との連携による消火活動、救護活動等の支援

3 消防団による応急対策の実施 《消防団》

機 関 名	対 策 内 容
消 防 団	<ul style="list-style-type: none"> ○発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。 ○災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。 ○同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との綿密な連携を一層強化し、各分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団単独に、又は消防署隊と連携して行う。 ○清瀬消防署と綿密に連携した消火活動等を実施するとともに、活動障害排除等の活動を行う。 ○救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。 ○避難勧告、指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び指定緊急避難場所の防護活動を行う。

4 事業所による応急対策の実施 《事業所》

機 関 名	対 策 内 容
事 業 所	<ul style="list-style-type: none"> ○来訪者や従業員等の安全を確保し、初期救出、初期救護を行う。 ○出火防止、初期消火を速やかに実施する。 ○正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に提供する。 ○施設の安全を確認した上で、従業員の一斉帰宅を抑制する。 ○事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救出、救助活動を実施する。 ○初期消火で対応できない火災が発生した場合等は、速やかに避難する。 ○応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。

5 ボランティア等との連携 《健康福祉部班・清瀬消防署》

(1) 各機関の役割

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○市社会福祉協議会による清瀬市災害ボランティアセンターの設置を支援 ○ボランティア活動支援に当たっては、地域に精通した市災害ボランティアセンターが中心となり、必要な情報や資器材等を提供し、ボランティア等を直接的に支援 ○都へ清瀬市災害ボランティアセンターの運営支援を要請
市社会福祉協議会	○清瀬市災害ボランティアセンターの設置・運営
市災害ボランティアセンター	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・受付・登録、配置、活動内容の調整 ・活動の連絡、調整 ・保険加入手続き ・宿泊先の紹介 ・ボランティアニーズ等の情報を収集・提供 ○都災害ボランティアセンターへ災害ボランティアコーディネーター派遣を要請
東村山警察署	○交通規制支援ボランティアへ活動要請
清瀬消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○東京消防庁災害時支援ボランティア受入本部の設置 ○東京消防庁災害時支援ボランティアへの活動要請

(2) 各ボランティア団体の活動内容

機 関 名	対 策 内 容
都 (東京都防災ボランティア)	<ul style="list-style-type: none"> ○被災建築物応急危険度判定員 <ul style="list-style-type: none"> ・市からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定 ○被災宅地危険度判定士 <ul style="list-style-type: none"> ・都からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施 ○語学ボランティア <ul style="list-style-type: none"> ・外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応、市が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援 ○建設防災ボランティア <ul style="list-style-type: none"> ・震度5強以下の地震発生時には都からの出動要請を受け、また、震度6弱以上の地震発生時には自主的に、それぞれ出動し、都所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等避難場所における都所管施設の管理業務支援等を実施

<p>清瀬消防署 (東京消防庁災害時支援ボランティア)</p>	<p>○東京消防庁管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、清瀬消防署へ自主的に参集し、原則として清瀬消防署管内で以下の消防活動支援を行う。①応急救護活動、②消火活動の支援、③救助活動の支援、④情報収集活動、⑤消防用設備等の応急措置支援、⑥参集受付、チームの編成等の消防署内での活動、⑦その他必要な支援</p>
<p>都防災ボランティア (交通規制支援ボランティア)</p>	<p>○警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器(機)材の搬送及び設置等を実施</p>
<p>日本赤十字社 東京都支部 (赤十字ボランティア)</p>	<p>○赤十字災害救護ボランティア ・災害救護セミナーを修了・登録したボランティア。医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動を実施</p> <p>○地域赤十字奉仕団 ・地域において組織された奉仕団。災害時には市と連携し、避難所及び赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)等において被災者等への支援活動を実施</p> <p>○特殊赤十字奉仕団 ・学生及び特定の技能を有したもので構成された奉仕団。避難所等における被災者のケア等の活動を実施</p> <p>○赤十字個人ボランティア ・日本赤十字社東京都支部及び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティア</p>

(3) 業務手順(清瀬市災害ボランティアセンター設置運営に関するもの)

